



# 令和5年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける子育て世帯を支援するため、新たな給付金を支給します。

## 1 支給対象者

**ひとり親世帯の場合** 以下の①～③いずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方または令和5年4月分の**新規**児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
※公的年金等を含む令和3年分(令和4年度分)の収入が給付金の支給基準額を下回る方に限ります。
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

**ひとり親世帯以外の場合** 以下の①②いずれかに該当する方

- ① **令和4年度中に実施した**子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった方  
※支給対象児童は、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の対象児童となります。
- ② 平成17年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童※1(特別児童扶養手当受給対象児童の場合、平成15年4月2日以降に生まれた児童)を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の家計が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方※2  
※1令和6年2月29日までに生まれた新生児等も対象となります。  
※2令和5年度(令和4年分)住民税均等割が非課税となった方も対象となります。

## 2 支給額

児童1人当たり **一律5万円**

## 3 給付金の支給手続き

### I. 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方または令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方

【給付金は、**申請不要**で受け取れます】

◎対象者には、令和5年5月31日(水)に支給済みです。

### II. 令和4年度給付金受給対象者の方

【給付金は、**申請不要**で受け取れます】

◎対象者には、令和5年5月30日(火)に支給済みです。

### III. 上記以外の方 (例: 公的年金受給者のひとり親の方、令和5年度(令和4年分)住民税均等割が非課税の方、家計が急変した方等)

【給付金を受け取るには、**申請が必要**です】

◎申請方法等は、美浜町のホームページまたは健康・子育て課までお問い合わせください。

- 給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。  
ご自宅等に役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料等の振り込みを求めることはありません。不審な電話がかかってきた場合にはすぐに役場の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。

## 4 問い合わせ先

健康・子育て課(保健センター内)内線262

こども家庭庁コールセンター 電話 0120-400-903(受付時間:平日午前9時～午後6時)